

公大高による包括的連携協力に関する協定書

周防大島町（以下、「甲」という。）、公立大学法人山口県立大学（以下、「乙」という。）及び山口県立周防大島高等学校（以下、「丙」という。）は相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙及び丙が包括的な連携のもと、人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 地域づくり・文化振興に関すること
- (2) 人材育成・教育に関すること
- (3) 国際交流推進に関すること
- (4) その他甲、乙及び丙が協議して必要と認める事項に関するこ

（有効期間）

第3条 この協定書の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも改廃の申し入れがないときは、令和6年4月1日から1年間更新するものとし、その後も同様の取扱いとする。

（その他）

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の細目その他の事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書3通を作成し、3者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年4月28日

甲 周防大島町

町長

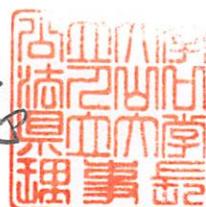
藤本淨孝



乙 公立大学法人山口県立大学

理事長

前川剛志



丙 山口県立周防大島高等学校

校長

大田真一郎

